

寄附金の税の優遇措置について

公益財団法人山日YBSグループ野口奨学財団

当財団は公益財団法人としての認定を受けています。当財団の行う公益目的事業に対する寄附金については、下記の税制優遇を受ける対象となります。

(1) 個人によるご寄附の場合

【所得税の控除】

個人の方が当財団に対して2千円を超える寄附をされたときは、寄附金控除として、下記の金額が所得から控除されます。

寄附金額と所得金額×40%のいずれか少ない金額－2千円

【個人住民税の控除】

一部の地域(都道府県、市区町村の条例で指定された地域)にお住まいの方は、住民税の控除を受けることができます。

(2) 法人によるご寄附の場合

【課税所得の計算における損金算入限度額】

法人が当財団に対して寄附をされたときは、法人税の課税所得の計算上、原則、下記の③の金額を限度として損金に算入することができます。

- ① 一般の寄附金 (所得金額の2.5%+資本金および資本準備金の額の合計額の0.25%) × 1/4
- ② 特定公益増進法人等に対する寄附金 (所得金額の6.25%+資本金および資本準備金の額の合計額の0.375%) × 1/2
と寄附金額とのいずれか少ない金額
- ③ ①と②の合計額

申告方法

確定申告書に当財団が発行した寄附金受領書を添付する必要があります。詳細につきましては、お近くの税務署にご相談ください。